

2022 年 1 月 13 日

iFreeETF

大 和 アセットマネジメント株 式 会 社
金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第 352 号
加入協会 一般社団法人投資信託協会
一般社団法人日本投資顧問業協会

iFreeETF NASDAQ100(為替ヘッジなし)

追加型投信／海外／株式／ETF／インデックス型

iFreeETF NASDAQ100(為替ヘッジあり)

追加型投信／海外／株式／ETF／インデックス型

iFreeETF NASDAQ100インバース

追加型投信／海外／株式／ETF／インデックス型

当社は、「iFreeETF NASDAQ100(為替ヘッジなし)」、「iFreeETF NASDAQ100(為替ヘッジあり)」、「iFreeETF NASDAQ100 インバース」の 3 ETF の設定と運用開始を 1 月 31 日に、東京証券取引所への
上場を 2 月 2 日に予定しておりますので、お知らせいたします。概要は下記のとおりです。なお、下記内容は変更される場合があります。

当社では、「投資 (investment) を、もっと自由 (Free) に」の思いを込めて、iFree シリーズを展開しております。
iFreeETF シリーズとして、この度、NASDAQ100 指数に連動する投資成果を目指す ETF3 本を設定する予定です。
テクノロジー革命を加速させた米国 IT 関連企業大手の多くが NASDAQ 市場に上場しており、NASDAQ100 構成銘柄にはイノベーションをリードする次世代テクノロジー企業・プラットフォーマーが多く含まれています。この「21 世紀のベンチマーク」とも呼ばれる米国成長株への投資機会を提供する当 ETF を、投資者の皆様の中長期的な資産形成につなげていただければ幸いです。

インバース型ファンドにつきましては、通常の投資信託に係るリスクに加えて、インバース型特有のリスク特性があります。
投資信託説明書（交付目論見書）の投資リスク、追加的記載事項をご覧ください、ご投資にあたってはご自身で判断願います。

iFreeETF

NASDAQ100(為替ヘッジなし)

追加型投信／海外／株式／ETF／インデックス型

1. ファンドの目的

ファンドの目的

- 信託財産の1口当たりの純資産額の変動率をNASDAQ100指数（円ベース）（以下「対象株価指数」といいます。）の変動率に一致させることを目的とします。

2. ファンドの特色

ファンドの特色

1

信託財産の1口当たりの純資産額の変動率を対象株価指数の変動率に一致させることを目的として米国の株式（DR（預託証券）を含みます。）に投資します。

※効率性の観点から、米国株式の指数との連動をめざすETF（上場投資信託証券）に投資する場合があります。

- 為替変動リスクを回避するための為替ヘッジは原則として行ないません。

NASDAQ100指数について

NASDAQ100指数は、米国のナスダック市場に上場している時価総額の大きい非金融業100社の株式で構成される株価指数です（対象銘柄には、米国以外の企業の株式を含みます。）。指数の計算方法は、調整済時価総額加重平均方式です。定期的な採用銘柄の入替えは毎年12月に行なわれますが、それ以外に、臨時に入替えが行なわれることがあります。

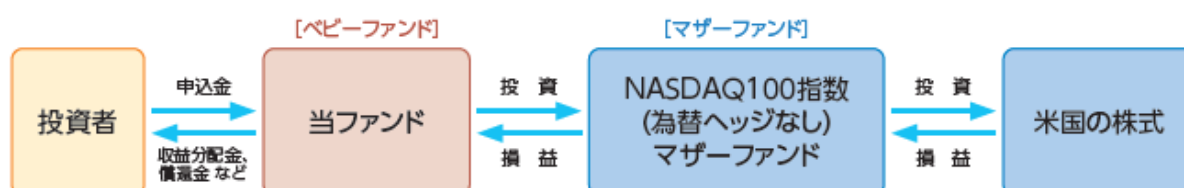
NASDAQ100指数は、1985年1月31日以降継続して算出され、現在の指数値は算出開始時の値を125として計算されています。なお、NASDAQ100指数は、ナスダック市場の全銘柄で構成されるNASDAQ総合指数（NASDAQ Composite Index）とは異なる指数です。

「NASDAQ100指数 (円ベース)」は、Nasdaq, Inc.が算出する「NASDAQ100指数」の米ドル建ての値を元に大和アセットマネジメントが円換算したものです。

ファンドの仕組み

●当ファンドは、ファミリーファンド方式で運用を行ないます。

ファミリーファンド方式とは、投資者のみなさまからお預かりした資金をまとめてベビーファンド（当ファンド）とし、その資金を主としてマザーファンドの受益証券に投資して、実質的な運用をマザーファンドで行なう仕組みです。



- マザーファンドにおいて、運用の効率化をはかるため、株価指数先物取引等を利用することがあります。このため、マザーファンドにおいて、株式等の組入総額と株価指数先物取引等の買建玉の時価総額の合計額が、信託財産の純資産総額を超えることがあります。
- マザーファンドの受益証券の組入比率は、通常の状態では高位に維持することを基本とします。

- 当初設定日直後、大量の追加設定または解約が発生したとき、市況の急激な変化が予想されるとき、償還の準備に入ったとき等ならびに信託財産の規模によっては、ファンドの特色1.の運用が行なわれないことがあります。

2 受益権は、東京証券取引所に上場されます。

- 取引所における売買単位は、1口単位です。
- 取引方法は、原則として株式と同様です。

3 追加設定は、現金により行ないます。

- 追加設定は500口以上1口単位となります。

4 解約請求により換金を行なうことができます。

- 受益権をもって株式と交換することはできません。
- 換金は500口以上1口単位となります。

5 毎年3月10日および9月10日に決算を行ないます。

(注) 第1計算期間は、2022年9月10日までとします。

- 収益の分配は、原則として、信託の計算期間ごとに、配当等収益等から諸経費および運用管理費用（信託報酬）等を控除した額の全額について分配します。ただし分配額がゼロとなる場合があります。
- 収益分配金は、名義登録受益者（計算期間終了日において氏名もしくは名称および住所が受託会社に登録されている者）に対して支払われます。

主な投資制限

- マザーファンドの受益証券への投資割合には、制限を設けません。
- 株式という資産全体の実質投資割合には、制限を設けません。
- 投資信託証券（マザーファンドの受益証券および上場投資信託証券を除きます。）への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。
- 外貨建資産への実質投資割合には、制限を設けません。

当ファンドは、Nasdaq, Inc. またはその関連会社（以下、Nasdaq, Inc. およびその関連会社を「株式会社」と総称します。）によって、支援、推奨、販売または販売促進されるものではありません。株式会社は、ファンドの合法性もしくは適合性について、または当ファンドに関する記述および開示の正確性もしくは妥当性について認定するものではありません。株式会社は、当ファンドの保有者または公衆一般のいかなる者に対しても、一般的な証券投資または特に当ファンドへの投資についての妥当性や、NASDAQ-100 Indexの一般的な株式市況への追従可能性について、明示的か黙示的かを問わず、何らの表明もしくは保証も行ないません。株式会社と大和アセットマネジメント株式会社との関係は、Nasdaq®およびNASDAQ-100 Indexの登録商標ならびに株式会社の一定の商号について使用を許諾すること、ならびに、大和アセットマネジメント株式会社または当ファンドとは無関係に、ナスダックが決定、構築および算出を行なうNASDAQ-100 Indexの使用を許諾することに限られます。ナスダックは、NASDAQ-100 Indexの決定、構築および計算に関し、大和アセットマネジメント株式会社または当ファンドの保有者の要望を考慮する義務を負いません。株式会社は、当ファンドの発行に関してその時期、価格もしくはその数量の決定について、または当ファンドを換金する際の算式の決定もしくは計算についての責任を負っておらず、また関与をしていません。株式会社は、NASDAQ-100 Indexとそれに含まれるデータの正確性および中断されない算出を保証しません。株式会社は、NASDAQ-100 Indexまたはそれに含まれるデータの利用により、大和アセットマネジメント株式会社、当ファンドの保有者またはその他いかなる者もしくは組織に生じた結果についても、明示的か黙示的かを問わず、何らの保証も行ないません。株式会社は、明示的か黙示的かを問わず、何らの保証も行なわず、かつNASDAQ-100 Index®またはそれに含まれるデータの利用に関する、特定の目的または利用のための市場商品性または適合性については、いかなる保証についても明示的に否認します。上記に限らず、いかなる場合においても、株式会社は、いかなる逸失利益または特別、付随的、懲罰的、間接的もしくは派生的損害や損失について、たとえもし当該損害等の可能性につき通知されていたとしても、何らの責任も負いません。

3. 追加的記載事項

●基準価額の動きに関する留意点

当ファンドは、信託財産の1口当たりの純資産額の変動率を対象株価指数の変動率に一致させることを目的として運用を行ないます。ただし、主として次の理由から、基準価額の動きが指数と完全に一致するものではありません。

- ・指数の構成銘柄のすべてを指数の算出方法どおりに組入れない場合があること
- ・運用管理費用（信託報酬）、売買委託手数料等の費用負担
- ・株式売買時の約定価格と基準価額の算出に使用する株価の不一致
- ・指数の算出に使用する株価と基準価額の算出に使用する株価の不一致
- ・指数の算出に使用する為替レートと基準価額の算出に使用する為替レートの不一致
- ・株価指数先物およびETFと指数の動きの不一致（先物およびETFを利用した場合）
- ・株式、株価指数先物取引およびETFの最低取引単位の影響
- ・株式、株価指数先物およびETFの流動性低下時における売買対応の影響
- ・指数の構成銘柄の入替えおよび指数の算出方法の変更による影響

4. 投資リスク

基準価額の変動要因

- 当ファンドは、値動きのある有価証券等に投資しますので、基準価額は変動します。したがって、投資元本が保証されているものではなく、これを割込むことがあります。信託財産に生じた利益および損失は、すべて投資者に帰属します。
- 投資信託は預貯金とは異なります。

〈主な変動要因〉

 株 価 の 変 動 (価格変動リスク・ 信用リスク)	株価は、政治・経済情勢、発行企業の業績、市場の需給等を反映して変動します。発行企業が経営不安、倒産等に陥った場合には、投資資金が回収できなくなることもあります。組入銘柄の株価が下落した場合には、基準価額が下落する要因となり、投資元本を割込むことがあります。
 為 替 変 動 リ ス ク	外貨建資産については、資産自体の価格変動のほか、当該外貨の円に対する為替レートの変動の影響を受けます。組入外貨建資産について、当該外貨の為替レートが円高方向に進んだ場合には、基準価額が下落する要因となり、投資元本を割込むことがあります。
 カ ン ト リ ー ・ リ ス ク	投資対象国・地域において、政治・経済情勢の変化等により市場に混乱が生じた場合、または取引に対して新たな規制が設けられた場合には、基準価額が予想外に下落したり、方針に沿った運用が困難となることがあります。
そ の 他	解約資金を手当てするため組入証券を売却する際、市場規模や市場動向によっては市場実勢を押下げ、当初期待される価格で売却できないこともあります。この場合、基準価額が下落する要因となります。

※基準価額の変動要因は、上記に限定されるものではありません。

5. ファンドの費用

投資者が直接的に負担する費用		
	料率等	費用の内容
購入時手数料	販売会社が独自に定めるものとします。	購入時の商品説明または商品情報の提供、投資情報の提供、取引執行等の対価です。
信託財産留保額	ありません。	—
換金時手数料	販売会社が独自に定めるものとします。	換金に伴う取引執行等の対価です。
投資者が信託財産で間接的に負担する費用		
	料率等	費用の内容
運用管理費用 (信託報酬)	年率0.22%(税抜0.2%)以内 (提出日現在、 年率0.22%(税抜0.2%))	運用管理費用の総額は、日々の信託財産の純資産総額に対して左記の率を乗じて得た額とします。運用管理費用は、毎日計上され、毎計算期末または信託終了のときに信託財産から支払われます。
配分 (税抜) (注1)	委託会社	年率0.17%
	受託会社	年率0.03%
その他の費用・ 手数料	(注2)	●監査報酬、有価証券売買時の売買委託手数料、先物取引・オプション取引等に要する費用、資産を外国で保管する場合の費用等を信託財産でご負担いただきます。 ●受益権の上場にかかる費用および対象株価指数の商標の使用料(商標使用料)ならびにこれらにかかる消費税等に相当する金額を、受益者の負担として信託財産から支払うことができます。 ※提出日現在、商標使用料は信託財産の純資産総額に、年率0.08%の率を乗じて得た額となります。 ※提出日現在、上場にかかる費用は以下となります。 ・年間上場料：毎年末の純資産総額に対して、最大0.00825%(税抜0.0075%) ・追加上場料：追加上場時の増加額(毎年末の純資産総額について、新規上場時および新規上場した年から前年までの各年末の純資産総額のうち最大のものからの増加額)に対して、0.00825%(税抜0.0075%)

(注1)「運用管理費用の配分」には、別途消費税率を乗じた額がかかります。上記の配分は提出日現在の配分であり、今後変更されることがあります。

(注2) 売買委託手数料などの「その他の費用・手数料」については、運用状況等により変動するため、事前に料率、上限額等を示すことができません。

※購入時手数料・換金時手数料について、くわしくは販売会社にお問合わせ下さい。

※手数料等の合計額については、保有期間等に応じて異なりますので、表示することができません。また、上場投資信託証券は市場価格により取引されており、費用を表示することができません。

6. ご参考

	購入単位	500口以上1口単位
	購入価額	購入申込受付日の翌営業日の基準価額(10口当たりの価額で表示されます。)
	購入方法	追加設定は現金により行ないます。
	購入代金	販売会社が定める期日までに支払い下さい。
	換金単位	500口以上1口単位
	換金価額	換金申込受付日の翌営業日の基準価額(10口当たりの価額で表示されます。)
	換金代金	原則として換金申込受付日から起算して5営業日目からお支払いします。

 申込について	申 込 締 切 時 間	委託会社が別に定める時限まで
	申 込 受 付 中 止 日	《購入申込みの受付の停止》 ※次の1.または2.に該当する場合であっても、委託会社の判断により、受益権の購入申込みを受付けることがあります。 1. 計算期間終了日の4営業日前から起算して4営業日以内（ただし、計算期間終了日が休業日の場合は、当該計算期間終了日の5営業日前から起算して5営業日以内） 2. ナスダック（米国）またはニューヨーク証券取引所の休業日 3. 前1.および前2.のほか、委託会社が、運用の基本方針に沿った運用に支障を来すおそれのあるやむを得ない事情が生じたものと認めたとき 《換金申込みの受付の停止》 ※次の1.または2.に該当する場合であっても、委託会社の判断により、受益権の換金申込みを受付けることがあります。 1. 計算期間終了日の4営業日前から起算して4営業日以内（ただし、計算期間終了日が休業日の場合は、当該計算期間終了日の5営業日前から起算して5営業日以内） 2. ナスダック（米国）またはニューヨーク証券取引所の休業日 3. 前1.および前2.のほか、委託会社が、運用の基本方針に沿った運用に支障を来すおそれのあるやむを得ない事情が生じたものと認めたとき
	購 入 の 申 込 期 間	2022年1月31日から2023年5月26日まで (終了前に有価証券届出書を提出することにより更新されます。)
	換 金 制 限	信託財産の資金管理を円滑に行なうために大口の換金申込みには制限を設ける場合があります。
	購入・換金申込受付 の中止および取消し	金融商品取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止その他やむを得ない事情が発生した場合には、購入、換金の申込みの受付を中止すること、すでに受付けた購入、換金の申込みを取消すことがあります。また、委託会社が必要と認めるときは、購入の申込みの受付を中止すること、すでに受付けた購入の申込みを取消すことがあります。

 その他	信 託 期 間	無期限（2022年1月31日当初設定）
	繰 上 償 還	●受益権を上場したすべての金融商品取引所において上場廃止となった場合、対象株価指数が廃止された場合、対象株価指数の計算方法その他の変更等に伴って委託会社または受託会社が必要と認めた当ファンドの信託約款の変更が書面決議により否決された場合は、信託を終了（償還）させます。 ●次のいずれかの場合には、委託会社は、事前に受益者の意向を確認し、受託会社と合意のうえ、信託契約を解約し、繰上償還できます。 ・受益権の口数が2万口未満となった場合 ・信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるとき ・やむを得ない事情が発生したとき
	決 算 日	毎年3月10日および9月10日 (注) 第1計算期間は、2022年9月10日までとします。
	収 益 分 配	年2回、収益分配方針に基づいて収益の分配を行ないます。
	信 託 金 の 限 度 額	3,000億円
	公 告	電子公告の方法により行ない、ホームページ（ https://www.daiwa-am.co.jp/ ）に掲載します。
	運 用 報 告 書	—
	課 税 関 係	課税上は上場証券投資信託等として取扱われます。配当控除、益金不算入制度の適用はありません。 ※2021年9月末現在のものであり、税法が改正された場合等には変更される場合があります。

◆ 受託会社：三井住友信託銀行

7. その他

くわしくは、「有価証券届出書」をご覧ください。また、「投資信託説明書（交付目論見書）」公表後は当該交付目論見書も併せてご覧ください。

iFreeETF

NASDAQ100(為替ヘッジあり)

追加型投信／海外／株式／ETF／インデックス型

1. ファンドの目的

ファンドの目的

- 信託財産の1口当たりの純資産額の変動率をNASDAQ100指数（円建て、円ヘッジ）（以下「対象株価指数」といいます。）の変動率に一致させることを目的とします。

2. ファンドの特色

ファンドの特色

1

信託財産の1口当たりの純資産額の変動率を対象株価指数の変動率に一致させることを目的として米国の株式（DR（預託証券）を含みます。）に投資します。

※効率性の観点から、米国株式の指数との連動をめざすETF（上場投資信託証券）に投資する場合があります。

- 為替変動リスクを低減するため、為替ヘッジを行ないます。

※ただし、為替変動リスクを完全に排除できるものではありません。

※為替ヘッジを行なう際、日本円の金利が組入資産の通貨の金利より低いときには、金利差相当分がコストとなり、需給要因等によっては、さらにコストが拡大することもあります。

NASDAQ100指数について

NASDAQ100指数は、米国のナスダック市場に上場している時価総額の大きい非金融業100社の株式で構成される株価指数です（対象銘柄には、米国以外の企業の株式を含みます。）。指数の計算方法は、調整済時価総額加重平均方式です。定期的な採用銘柄の入替は毎年12月に行なわれますが、それ以外に、臨時に入替えが行なわれることがあります。

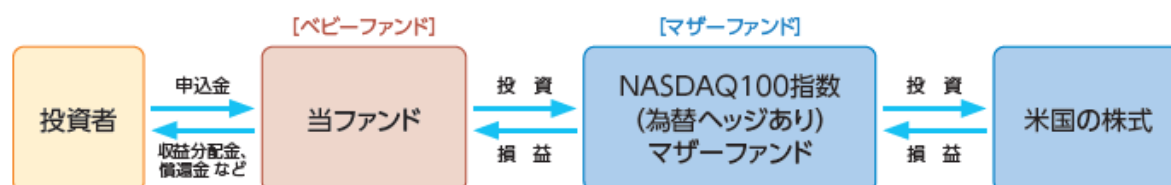
NASDAQ100指数は、1985年1月31日以降継続して算出され、現在の指数値は算出開始時の値を125として計算されています。なお、NASDAQ100指数は、ナスダック市場の全銘柄で構成されるNASDAQ総合指数（NASDAQ Composite Index）とは異なる指数です。

「NASDAQ100指数（円建て、円ヘッジ）」は、「NASDAQ100指数」をNasdaq, Inc.が円ヘッジ、円換算したものです。（起算日 2020年7月31日）

ファンドの仕組み

●当ファンドは、ファミリーファンド方式で運用を行ないます。

ファミリーファンド方式とは、投資者のみなさまからお預かりした資金をまとめてベビーファンド（当ファンド）とし、その資金を主としてマザーファンドの受益証券に投資して、実質的な運用をマザーファンドで行なう仕組みです。



- マザーファンドにおいて、運用の効率化をはかるため、株価指数先物取引等を利用することがあります。このため、マザーファンドにおいて、株式等の組入総額と株価指数先物取引等の買建玉の時価総額の合計額が、信託財産の純資産総額を超えることがあります。
- マザーファンドの受益証券の組入比率は、通常の状態では高位に維持することを基本とします。

- 当初設定日直後、大量の追加設定または解約が発生したとき、市況の急激な変化が予想されるとき、償還の準備に入ったとき等ならびに信託財産の規模によっては、ファンドの特色1.の運用が行なわれないことがあります。

2 受益権は、東京証券取引所に上場されます。

- 取引所における売買単位は、1口単位です。
- 取引方法は、原則として株式と同様です。

3 追加設定は、現金により行ないます。

- 追加設定は500口以上1口単位となります。

4 解約請求により換金を行なうことができます。

- 受益権をもって株式と交換することはできません。
- 換金は500口以上1口単位となります。

5 毎年3月10日および9月10日に決算を行ないます。

(注) 第1計算期間は、2022年9月10日までとします。

- 収益の分配は、原則として、信託の計算期間ごとに、配当等収益等から諸経費および運用管理费用（信託報酬）等を控除した額の全額について分配します。ただし分配額がゼロとなる場合があります。
- 収益分配金は、名義登録受益者（計算期間終了日において氏名もしくは名称および住所が受託会社に登録されている者）に対して支払われます。

主な投資制限

- マザーファンドの受益証券への投資割合には、制限を設けません。
- 株式という資産全体の実質投資割合には、制限を設けません。
- 投資信託証券（マザーファンドの受益証券および上場投資信託証券を除きます。）への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。
- 外貨建資産への実質投資割合には、制限を設けません。

当ファンドは、Nasdaq, Inc. またはその関連会社（以下、Nasdaq, Inc. およびその関連会社を「株式会社」と総称します。）によって、支援、推奨、販売または販売促進されるものではありません。株式会社は、ファンドの合法性もしくは適合性について、または当ファンドに関する記述および開示の正確性もしくは妥当性について認定するものではありません。株式会社は、当ファンドの保有者または公衆一般のいかなる者に対しても、一般的な証券投資または特に当ファンドへの投資についての妥当性や、NASDAQ-100 Indexの一般的な株式市況への追従可能性について、明示的か黙示的かを問わず、何らの表明もしくは保証も行ないません。株式会社と大和アセットマネジメント株式会社との関係は、Nasdaq®およびNASDAQ-100 Indexの登録商標ならびに株式会社の一定の商号について使用を許諾すること、ならびに、大和アセットマネジメント株式会社または当ファンドとは無関係に、ナスダックが決定、構築および算出を行なうNASDAQ-100 Indexの使用を許諾することに限られます。ナスダックは、NASDAQ-100 Indexの決定、構築および計算に関し、大和アセットマネジメント株式会社または当ファンドの保有者の要望を考慮する義務を負いません。株式会社は、当ファンドの発行に関してその時期、価格もしくはその数量の決定について、または当ファンドを換金する際の算式の決定もしくは計算についての責任を負っておらず、また関与をしていません。株式会社は、NASDAQ-100 Indexとそれに含まれるデータの正確性および中断されない算出を保証しません。株式会社は、NASDAQ-100 Indexまたはそれに含まれるデータの利用により、大和アセットマネジメント株式会社、当ファンドの保有者またはその他いかなる者もしくは組織に生じた結果についても、明示的か黙示的かを問わず、何らの保証も行ないません。株式会社は、明示的か黙示的かを問わず、何らの保証も行なわず、かつNASDAQ-100 Index®またはそれに含まれるデータの利用に関する、特定の目的または利用のための市場商品性または適合性については、いかなる保証についても明示的に否認します。上記に限らず、いかなる場合においても、株式会社は、いかなる逸失利益または特別、付随的、懲罰的、間接的もしくは派生的損害や損失について、たとえもし当該損害等の可能性につき通知されていたとしても、何らの責任も負いません。

3. 追加的記載事項

●基準価額の動きに関する留意点

当ファンドは、信託財産の1口当たりの純資産額の変動率を対象株価指数の変動率に一致させることを目的として運用を行ないます。ただし、主として次の理由から、基準価額の動きが指数と完全に一致するものではありません。

- 指数の構成銘柄のすべてを指数の算出方法どおりに組入れない場合があること
- 運用管理費用（信託報酬）、売買委託手数料等の費用負担
- 株式売買時の約定価格と基準価額の算出に使用する株価の不一致
- 指数の算出に使用する株価と基準価額の算出に使用する株価の不一致
- 指数の算出に使用する為替レートと基準価額の算出に使用する為替レートの不一致
- 株価指数先物およびETFと指数の動きの不一致（先物およびETFを利用した場合）
- 株式、株価指数先物取引およびETFの最低取引単位の影響
- 株式、株価指数先物およびETFの流動性低下時における売買対応の影響
- 指数の構成銘柄の入替えおよび指数の算出方法の変更による影響

4. 投資リスク

基準価額の変動要因

- 当ファンドは、値動きのある有価証券等に投資しますので、基準価額は変動します。したがって、投資元本が保証されているものではなく、これを割込むことがあります。信託財産に生じた利益および損失は、すべて投資者に帰属します。
- 投資信託は預貯金とは異なります。

〈主な変動要因〉

 株 価 の 変 動 (価格変動リスク・ 信 用 リ ス ク)	株価は、政治・経済情勢、発行企業の業績、市場の需給等を反映して変動します。発行企業が経営不安、倒産等に陥った場合には、投資資金が回収できなくなることもあります。組入銘柄の株価が下落した場合には、基準価額が下落する要因となり、投資元本を割込むことがあります。
 為 替 変 動 リ ス ク	為替変動リスクの低減を図ります。ただし、為替変動リスクを完全に排除できるものではありません。為替ヘッジを行なう際、日本円の金利が組入資産の通貨の金利より低いときには、金利差相当分がコストとなり、需給要因等によっては、さらにコストが拡大することもあります。
 カ ン ト リ ー ・ リ ス ク	投資対象国・地域において、政治・経済情勢の変化等により市場に混乱が生じた場合、または取引に対して新たな規制が設けられた場合には、基準価額が予想外に下落したり、方針に沿った運用が困難となることがあります。
そ の 他	解約資金を手当てするため組入証券を売却する際、市場規模や市場動向によっては市場実勢を押下げ、当初期待される価格で売却できないこともあります。この場合、基準価額が下落する要因となります。

※基準価額の変動要因は、上記に限定されるものではありません。

5. ファンドの費用

投資者が直接的に負担する費用		
	料率等	費用の内容
購入時手数料	販売会社が独自に定めるものとします。	購入時の商品説明または商品情報の提供、投資情報の提供、取引執行等の対価です。
信託財産留保額	ありません。	—
換金時手数料	販売会社が独自に定めるものとします。	換金に伴う取引執行等の対価です。
投資者が信託財産で間接的に負担する費用		
	料率等	費用の内容
運用管理費用 (信託報酬)	年率0.22%(税抜0.2%)以内 (提出日現在、 年率0.22%(税抜0.2%))	運用管理費用の総額は、日々の信託財産の純資産総額に対して左記の率を乗じて得た額とします。運用管理費用は、毎日計上され、毎計算期末または信託終了のときに信託財産から支払われます。
配分 (税抜) (注1)	委託会社 年率0.17%	ファンドの運用と調査、受託会社への運用指図、基準価額の計算、目論見書作成等の対価です。
	受託会社 年率0.03%	運用財産の管理、委託会社からの指図の実行の対価です。
その他の費用・ 手数料	(注2)	●監査報酬、有価証券売買時の売買委託手数料、先物取引・オプション取引等に要する費用、資産を外国で保管する場合の費用等を信託財産でご負担いただきます。 ●受益権の上場にかかる費用および対象株価指数の商標の使用料(商標使用料)ならびにこれらにかかる消費税等に相当する金額を、受益者の負担として信託財産から支払うことができます。 ※提出日現在、商標使用料は信託財産の純資産総額に、年率0.08%の率を乗じて得た額となります。 ※提出日現在、上場にかかる費用は以下となります。 ・年間上場料：毎年末の純資産総額に対して、最大0.00825%(税抜0.0075%) ・追加上場料：追加上場時の増加額(毎年末の純資産総額について、新規上場時および新規上場した年から前年までの各年末の純資産総額のうち最大のものの増加額)に対して、0.00825%(税抜0.0075%)

(注1)「運用管理費用の配分」には、別途消費税率を乗じた額がかかります。上記の配分は提出日現在の配分であり、今後変更されることがあります。

(注2) 売買委託手数料などの「その他の費用・手数料」については、運用状況等により変動するため、事前に料率、上限額等を示すことができません。

※購入時手数料・換金時手数料について、くわしくは販売会社にお問合わせ下さい。

※手数料等の合計額については、保有期間等に応じて異なりますので、表示することができません。また、上場投資信託証券は市場価格により取引されており、費用を表示することができません。

6. ご参考

 購入時	購入単位	500口以上1口単位
	購入価額	購入申込受付日の翌営業日の基準価額(10口当たりの価額で表示されます。)
	購入方法	追加設定は現金により行ないます。
	購入代金	販売会社が定める期日までにお支払い下さい。
 換金時	換金単位	500口以上1口単位
	換金価額	換金申込受付日の翌営業日の基準価額(10口当たりの価額で表示されます。)
	換金代金	原則として換金申込受付日から起算して5営業日目からお支払いします。

 申込について	申 込 締 切 時 間	委託会社が別に定める時限まで
	申 込 受 付 中 止 日	《購入申込みの受付の停止》 ※次の1.または2.に該当する場合であっても、委託会社の判断により、受益権の購入申込みを受付けることがあります。 1. 計算期間終了日の4営業日前から起算して4営業日以内（ただし、計算期間終了日が休業日の場合は、当該計算期間終了日の5営業日前から起算して5営業日以内） 2. ナスダック（米国）またはニューヨーク証券取引所の休業日 3. 前1.および前2.のほか、委託会社が、運用の基本方針に沿った運用に支障を来すおそれのあるやむを得ない事情が生じたものと認めたとき 《換金申込みの受付の停止》 ※次の1. または2.に該当する場合であっても、委託会社の判断により、受益権の換金申込みを受付けることがあります。 1. 計算期間終了日の4営業日前から起算して4営業日以内（ただし、計算期間終了日が休業日の場合は、当該計算期間終了日の5営業日前から起算して5営業日以内） 2. ナスダック（米国）またはニューヨーク証券取引所の休業日 3. 前1.および前2.のほか、委託会社が、運用の基本方針に沿った運用に支障を来すおそれのあるやむを得ない事情が生じたものと認めたとき
	購 入 の 申 込 期 間	2022年1月31日から2023年5月26日まで (終了前に有価証券届出書を提出することにより更新されます。)
	換 金 制 限	信託財産の資金管理を円滑に行なうために大口の換金申込みには制限を設ける場合があります。
	購入・換金申込受付の中止および取消し	金融商品取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止その他やむを得ない事情が発生した場合には、購入、換金の申込みの受付を中止すること、すでに受付けた購入、換金の申込みを取消すことがあります。また、委託会社が必要と認めるときは、購入の申込みの受付を中止すること、すでに受付けた購入の申込みを取消すことがあります。

 その他	信 託 期 間	無期限（2022年1月31日当初設定）
	繰 上 償 還	●受益権を上場したすべての金融商品取引所において上場廃止となった場合、対象株価指数が廃止された場合、対象株価指数の計算方法その他の変更等に伴って委託会社または受託会社が必要と認めた当ファンドの信託約款の変更が書面決議により否決された場合は、信託を終了（償還）させます。 ●次のいずれかの場合には、委託会社は、事前に受益者の意向を確認し、受託会社と合意のうえ、信託契約を解約し、繰上償還できます。 ・受益権の口数が2万口未満となった場合 ・信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるとき ・やむを得ない事情が発生したとき
	決 算 日	毎年3月10日および9月10日 (注) 第1計算期間は、2022年9月10日までとします。
	収 益 分 配	年2回、収益分配方針に基づいて収益の分配を行ないます。
	信 託 金 の 限 度 額	3,000億円
	公 告	電子公告の方法により行ない、ホームページ（ https://www.daiwa-am.co.jp/ ）に掲載します。
	運 用 報 告 書	—
	課 税 関 係	課税上は上場証券投資信託等として取扱われます。配当控除、益金不算入制度の適用はありません。 ※2021年9月末現在のものであり、税法が改正された場合等には変更される場合があります。

◆ 受託会社：三井住友信託銀行

7. その他

くわしくは、「有価証券届出書」をご覧ください。また、「投資信託説明書（交付目論見書）」公表後は当該交付目論見書も併せてご覧ください。

iFreeETF NASDAQ100インバース

追加型投信／海外／株式／ETF／インデックス型

1. ファンドの目的

ファンドの目的

- 信託財産の1口当たりの純資産額の変動率をNASDAQ100インバース指数の変動率に一致させることを目的とします。

NASDAQ100インバース指数について

「NASDAQ100インバース指数」は、NASDAQ100指数の日々の騰落率の－1倍（マイナス1倍）を基本として、理論上発生し得る金利収益等を反映して計算された指数で、2016年4月4日の指数値を1,000ポイントとして計算されています。以下「対象株価指数」という場合があります。

2. ファンドの特色

ファンドの特色

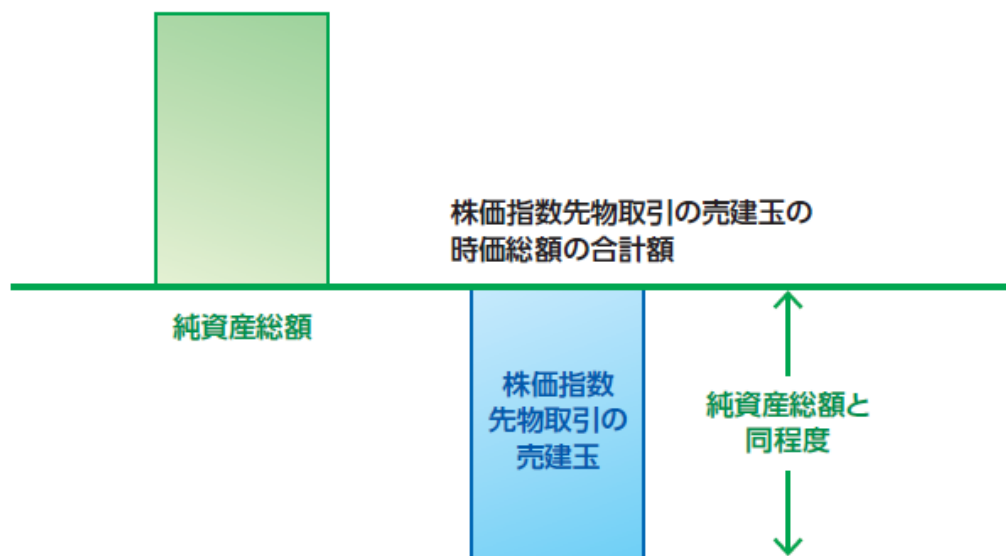
1

米国の株価指数先物取引を売建てるとともに、残存期間の短いわが国の債券および米国の債券に投資します。

2

株価指数先物取引の売建玉の時価総額の合計額が、原則として、信託財産の純資産総額と同程度になるように調整を行います。

イメージ



※上記はあくまでもイメージであり、実際の株価指数先物の組入れは必ずしも上記のようになるとは限りません。

※追加設定、解約がある場合、設定金額と解約金額の差額分に対して、既存受益者と新規受益者の公平性を維持するために、原則として、当日中に株価指数先物取引を売建てもしくは買戻しするものとします。この結果、株価指数先物取引の売建玉の時価総額の合計額が、信託財産の純資産総額と同程度にならないことがあります。

● 為替変動リスクを低減するため、為替ヘッジを行ないます。

※ただし、為替変動リスクを完全に排除できるものではありません。

※為替ヘッジを行なう際、日本円の金利が組入資産の通貨の金利より低いときには、金利差相当分がコストとなり、需給要因等によっては、さらにコストが拡大することもあります。

※外貨建資産の運用にあたっては、ダイワ・アセット・マネジメント（アメリカ）リミテッドに運用の指図にかかる権限の一部を委託します。

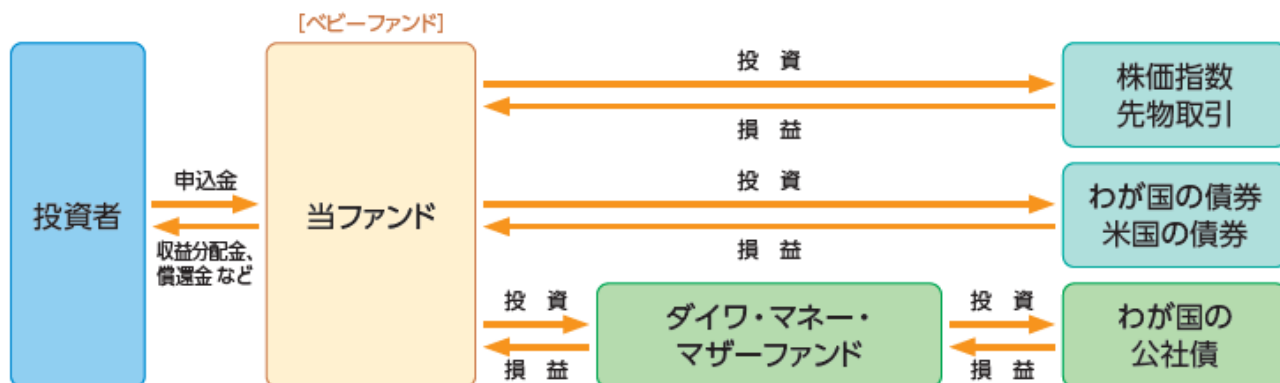
〈ダイワ・アセット・マネジメント（アメリカ）リミテッドについて〉

ダイワ・アセット・マネジメント（アメリカ）リミテッド（所在地：米国 ニューヨーク州）は、大和アセットマネジメント株式会社の海外現地法人です。1984年にニューヨーク州において駐在員事務所として設立され、1990年に現地法人に移行しました。

ファンドの仕組み

●当ファンドは、ファミリーファンド方式で運用を行ないます。

ファミリーファンド方式とは、投資者のみなさまからお預かりした資金をまとめてベビーファンド（当ファンド）とし、その資金を主としてマザーファンドの受益証券に投資して、実質的な運用をマザーファンドで行なう仕組みです。なお、当ファンドは、マザーファンドへの投資のほか、わが国の債券および米国の債券への直接投資ならびに米国の株価指数先物取引の**売建て**を行ないます。



当初設定日直後、大量の追加設定または解約が発生したとき、市況の急激な変化が予想されるとき、償還の準備に入ったとき等ならびに信託財産の規模によっては、ファンドの特色1.および2.の運用が行なわれないことがあります。

3 受益権は、東京証券取引所に上場されます。

- 取引所における売買単位は、1口単位です。
- 取引方法は、原則として株式と同様です。

4 追加設定は、現金により行ないます。

- 追加設定は500口以上1口単位となります。

5 解約請求により換金を行なうことができます。

- 受益権をもって株式と交換することはできません。
- 換金は500口以上1口単位となります。

6 毎年3月10日および9月10日に決算を行ないます。

(注) 第1計算期間は、2022年9月10日までとします。

- 収益の分配は、原則として、信託の計算期間ごとに、配当等収益等から諸経費および運用管理費用（信託報酬）等を控除した額の全額について分配します。ただし分配額がゼロとなる場合があります。
- 収益分配金は、名義登録受益者（計算期間終了日において氏名もしくは名称および住所が受託会社に登録されている者）に対して支払われます。

主な投資制限

- マザーファンドの受益証券への投資割合には、制限を設けません。
- 株式という資産全体の実質投資割合には、制限を設けません。
- 投資信託証券（マザーファンドの受益証券および上場投資信託証券を除きます。）への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。
- 外貨建資産への実質投資割合には、制限を設けません。

当ファンドは、Nasdaq, Inc. またはその関連会社（以下、Nasdaq, Inc. およびその関連会社を「株式会社」と総称します。）によって、支援、推奨、販売または販売促進されるものではありません。株式会社は、ファンドの合法性もしくは適合性について、または当ファンドに関する記述および開示の正確性もしくは妥当性について認定するものではありません。株式会社は、当ファンドの保有者または公衆一般のいかなる者に対しても、一般的な証券投資または特に当ファンドへの投資についての妥当性や、NASDAQ-100 1x Short Indexの一般的な株式市況への追従可能性について、明示的か黙示的かを問わず、何らの表明もしくは保証も行ないません。株式会社と大和アセットマネジメント株式会社との関係は、Nasdaq®およびNASDAQ -100® 1x Short Index; NDXS1TMの登録商標ならびに株式会社の一定の商号について使用を許諾すること、ならびに、大和アセットマネジメント株式会社または当ファンドとは無関係に、ナスダックが決定、構築および算出を行なうNASDAQ-100 1x Short Indexの使用を許諾することに限られます。ナスダックは、NASDAQ-100 1x Short Indexの決定、構築および計算に関し、大和アセットマネジメント株式会社または当ファンドの保有者の要望を考慮する義務を負いません。株式会社は、当ファンドの発行に関してその時期、価格もしくはその数量の決定について、または当ファンドを換金する際の算式の決定もしくは計算についての責任を負っておらず、また関与をしていません。株式会社は、当ファンドの管理、マーケティング、取引に関連して一切の責任を負いません。株式会社は、NASDAQ-100 1x Short Indexとそれに含まれるデータの正確性および中断されない算出を保証しません。株式会社は、NASDAQ-100 1x Short Indexまたはそれに含まれるデータの利用により、大和アセットマネジメント株式会社、当ファンドの保有者またはその他いかなる者もしくは組織に生じた結果についても、明示的か黙示的かを問わず、何らの保証も行ないません。株式会社は、明示的か黙示的かを問わず、何らの保証も行なわず、かつNASDAQ-100 1x Short Indexまたはそれに含まれるデータの利用に関する、特定の目的または利用のための市場商品性または適合性については、いかなる保証についても明示的に否認します。上記に限らず、いかなる場合においても、株式会社は、いかなる逸失利益または特別、付随的、懲罰的、間接的もしくは派生的損害や損失について、たとえもし当該損害等の可能性につき通知されていたとしても、何らの責任も負いません。

3. 追加的記載事項

基準価額の動きに関する留意点

当ファンドは、信託財産の1口当たりの純資産額の変動率を対象株価指数の変動率に一致させることを目的として運用を行ないます。ただし、主として次の理由から、基準価額の動きが指数と完全に一致するものではありません。

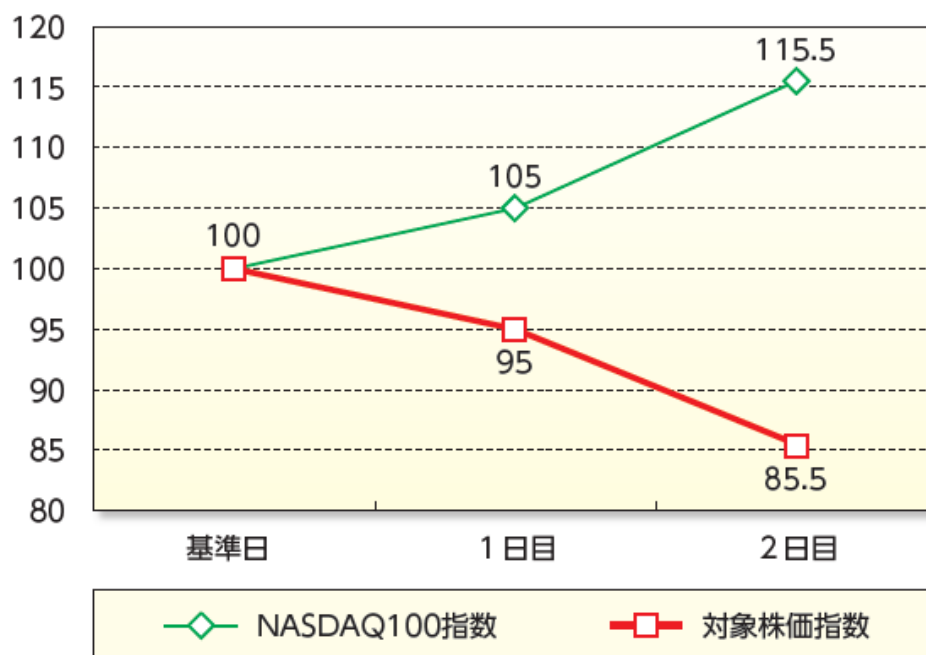
- 株価指数先物取引の売建玉の時価総額の合計額が必ずしも純資産総額と同額とならないこと
- NASDAQ100指数の値動きと、利用する株価指数先物の値動きとの差
- 追加設定および解約に対応した株価指数先物取引の約定価格と終値の差
- 株価指数先物取引をロールオーバーする過程における、限月の異なる先物間の価格差の変動
- 公社債等の短期有価証券への投資による利子収入等があること
- 運用管理費用（信託報酬）、監査報酬、売買委託手数料等の負担
- 株価指数先物の流動性が低下した場合などにおける売買対応の影響
- 株価指数先物の最低取引単位の影響

対象株価指数の値動きについて

- 「対象株価指数」は、変動率が「NASDAQ100指数」の日々の変動率の－1倍となるように算出されているため、前日と比較するとその変動率は「NASDAQ100指数」の－1倍となりますが、2日以上離れた日との比較においては、「NASDAQ100指数」の変動率の「－1倍」になるわけではありません。

[例1] NASDAQ100指数が1日目に5%上昇し、2日目に10%上昇した場合

	基準日	1日目	(前日比)	2日目	(前日比)	2日目と 基準日の 比較
NASDAQ100指数	100	105	5%	115.5	10%	15.50%
対象株価指数	100	95	－5%	85.5	－10%	－14.50%

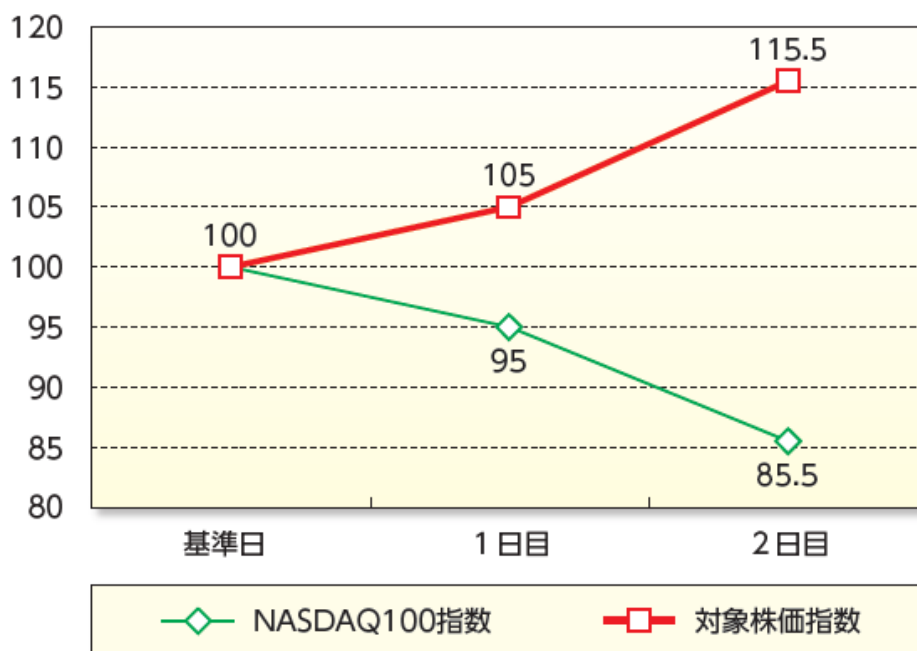


- ◆「2日目」と「基準日」とを比較し、
対象株価指数の値動きは $(85.5 - 100) \div 100 = -14.5\%$ であり、
NASDAQ100指数の値動き $(115.5 - 100) \div 100 = 15.5\%$ の－1倍とはなっていません。

※上記は、対象株価指数の値動きをわかりやすく説明するため、細部を省略し抽象化して説明した例であり、実際とは異なりますのでご注意ください。

[例2] NASDAQ100指数が1日目に5%下落し、2日目に10%下落した場合

	基準日	1日目	(前日比)	2日目	(前日比)	2日目と 基準日の 比較
NASDAQ100指数	100	95	−5%	85.5	−10%	−14.50%
対象株価指数	100	105	5%	115.5	10%	15.50%



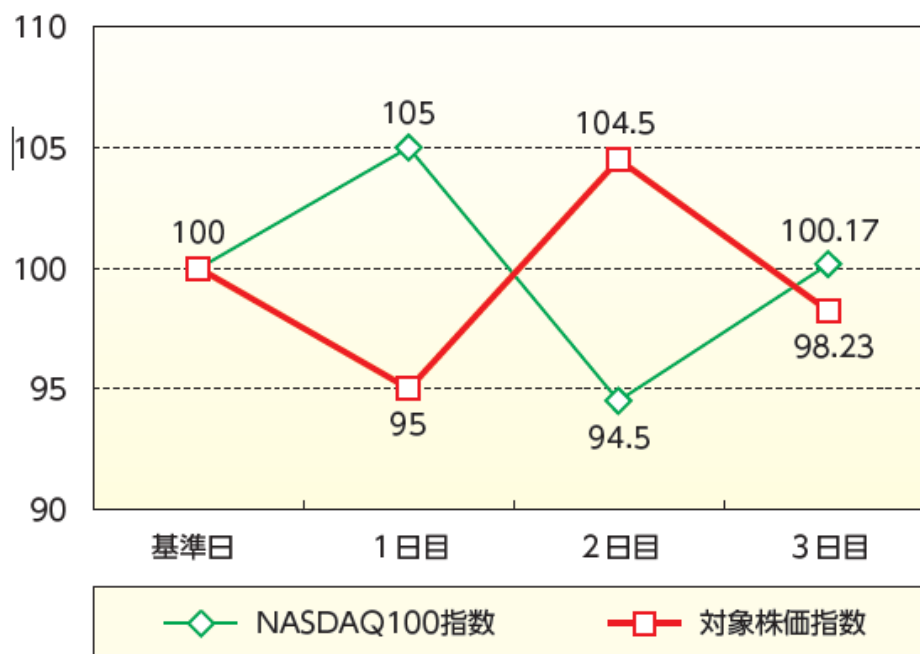
- ◆「2日目」と「基準日」とを比較し、
対象株価指数の値動きは $(115.5 - 100) \div 100 = 15.5\%$ であり、
NASDAQ100指数の値動き $(85.5 - 100) \div 100 = -14.5\%$ の-1倍とはなっていません。

※上記は、対象株価指数の値動きをわかりやすく説明するため、細部を省略し抽象化して説明した例であり、実際とは異なりますのでご注意ください。

—Press Release—

[例3] NASDAQ100指数が1日目に5%上昇し、2日目に10%下落し、3日目に6%上昇した場合

	基準日	1日目 (前日比)		2日目 (前日比)		3日目 (前日比)		3日目と基準日の比較
NASDAQ100指数	100	105	5%	94.5	-10%	100.17	6%	0.17%
対象株価指数	100	95	-5%	104.5	10%	98.23	-6%	-1.77%



◆「3日目」と「基準日」とを比較し、

対象株価指数の値動きは $(98.23 - 100) \div 100 = -1.77\%$ であり、

NASDAQ100指数の値動き $(100.17 - 100) \div 100 = 0.17\%$ の-1倍とはなっていません。

※上記は、対象株価指数の値動きをわかりやすく説明するため、細部を省略し抽象化して説明した例であり、実際とは異なりますのでご注意下さい。

4. 投資リスク

基準価額の変動要因

- 当ファンドは、値動きのある有価証券等に投資しますので、基準価額は変動します。したがって、投資元本が保証されているものではなく、これを割込むことがあります。信託財産に生じた利益および損失は、すべて投資者に帰属します。
- 投資信託は預貯金とは異なります。

〈主な変動要因〉

 株価指数先物取引の 利用に伴うリスク	株価指数先物の価格は、対象株価指数の値動き、先物市場の需給等を反映して変動します。先物を売建てている場合の先物価格の上昇により損失が発生し、基準価額が下落する要因となり、投資元本を割込むことがあります。
 株 価 の 変 動 (価格変動リスク・ 信 用 リ ス ク)	株価は、政治・経済情勢、発行企業の業績、市場の需給等を反映して変動します。発行企業が経営不安、倒産等に陥った場合には、投資資金が回収できなくなることもあります。当ファンドの対象株価指数は日々の騰落率をNASDAQ100指数の騰落率の-1倍（マイナス1倍）として計算された指数であるため、株価が上昇した場合には、基準価額が下落する要因となり、投資元本を割込むことがあります。
 公 社 債 の 価 格 変 動 (価格変動リスク・ 信 用 リ ス ク)	公社債の価格は、一般に金利が低下した場合には上昇し、金利が上昇した場合には下落します。また、公社債の価格は、発行体の信用状況によっても変動します。特に、発行体が債務不履行を発生させた場合、またはその可能性が予想される場合には、公社債の価格は下落します。組入公社債の価格が下落した場合には、基準価額が下落する要因となり、投資元本を割込むことがあります。
 為 替 変 動 リ ス ク	為替変動リスクの低減を図ります。ただし、為替変動リスクを完全に排除できるものではありません。 為替ヘッジを行なう際、日本円の金利が組入資産の通貨の金利より低いときには、金利差相当分がコストとなり、需給要因等によっては、さらにコストが拡大することもあります。
 カ ン ト リ ー ・ リ ス ク	投資対象国・地域において、政治・経済情勢の変化等により市場に混乱が生じた場合、または取引に対して新たな規制が設けられた場合には、基準価額が予想外に下落したり、方針に沿った運用が困難となることがあります。
そ の 他	解約資金を手当てするため組入証券を売却する際、市場規模や市場動向によっては市場実勢を押下げ、当初期待される価格で売却できないこともあります。この場合、基準価額が下落する要因となります。

※基準価額の変動要因は、上記に限定されるものではありません。

●「NASDAQ100 インバース指数」に内在する性質に関する注意点

対象指標とする「NASDAQ100インバース指数」は原指標の「NASDAQ100指数」の変動率の「-1倍」（マイナス1倍）の値動きになる指数で、「NASDAQ100指数」の1日の変化率（前日終値と当日終値とを比較して算出）を「-1倍」したものを前日の指数値に乗じて算出されます。指標と原指標は完全な逆相関ではないため、複数日以上計算期間では、複利効果のため指数値は一般的に「NASDAQ100指数」の変動率の「-1倍」とはならず、計算上、差が生じます。この差は当該期間中の「NASDAQ100指数」の値動きによって変化し、プラスの方向にもマイナスの方向にもどちらにも生じる可能性があります。一般に、「NASDAQ100指数」の値動きが一定の範囲内で上昇・下落を繰り返した場合に、マイナスの方向に差が生じ、対象指標は通減する可能性が高くなります。また、一般に、当該期間が長くなればなるほどその差が大きくなり、対象指標の通減が強まる特性を持ちます。
したがって、当ファンドは、一般的に中長期の投資には向かず、比較的短期間の投資に向く金融商品です。

5. ファンドの費用

投資者が直接的に負担する費用		
	料率等	費用の内容
購入時手数料	販売会社が独自に定めるものとします。	購入時の商品説明または商品情報の提供、投資情報の提供、取引執行等の対価です。
信託財産留保額	ありません。	—
換金時手数料	販売会社が独自に定めるものとします。	換金に伴う取引執行等の対価です。
投資者が信託財産で間接的に負担する費用		
	料率等	費用の内容
運用管理費用 (信託報酬)	年率0.825%(税抜0.75%)以内 (提出日現在、 年率0.825%(税抜0.75%))	運用管理費用の総額は、日々の信託財産の純資産総額に対して左記の率を乗じて得た額とします。運用管理費用は、毎日計上され、毎計算期末または信託終了のときに信託財産から支払われます。
配分 (税抜) (注1)	委託会社 年率0.7%	ファンドの運用と調査、受託会社への運用指図、基準価額の計算、目論見書作成等の対価です。
	受託会社 年率0.05%	運用財産の管理、委託会社からの指図の実行の対価です。
その他の費用・ 手数料	(注2)	●監査報酬、有価証券売買時の売買委託手数料、先物取引・オプション取引等に要する費用、資産を外国で保管する場合の費用等を信託財産でご負担いただきます。 ●受益権の上場にかかる費用および対象株価指数の商標の使用料(商標使用料)ならびにこれらにかかる消費税等に相当する金額を、受益者の負担として信託財産から支払うことができます。 ※提出日現在、商標使用料は信託財産の純資産総額に、年率0.08%の率を乗じて得た額となります。 ※提出日現在、上場にかかる費用は以下となります。 ・年間上場料：毎年末の純資産総額に対して、最大0.00825%(税抜0.0075%) ・追加上場料：追加上場時の増加額(毎年末の純資産総額について、新規上場時および新規上場した年から前年までの各年末の純資産総額のうち最大のものからの増加額)に対して、0.00825%(税抜0.0075%)

(注1)「運用管理費用の配分」には、別途消費税率を乗じた額がかかります。上記の配分は提出日現在の配分であり、今後変更されることがあります。
(注2) 売買委託手数料などの「その他の費用・手数料」については、運用状況等により変動するため、事前に料率、上限額等を示すことができません。
※購入時手数料・換金時手数料について、くわしくは販売会社にお問い合わせ下さい。
※手数料等の合計額については、保有期間等に応じて異なりますので、表示することができません。

6. ご参考

 購入時	購入単位	500口以上1口単位
	購入価額	購入申込受付日の翌営業日の基準価額（10口当たりの価額で表示されます。）
	購入方法	追加設定は現金により行ないます。
	購入代金	販売会社が定める期日までにお支払い下さい。

 換金時	換金単位	500口以上1口単位
	換金価額	換金申込受付日の翌営業日の基準価額（10口当たりの価額で表示されます。）
	換金代金	原則として換金申込受付日から起算して5営業日目からお支払いします。

 申込について	申込締切時間	委託会社が別に定める時限まで
	申込受付中止日	〈購入申込みの受付けの停止〉 ※次の1.または2.に該当する場合であっても、委託会社の判断により、受益権の購入申込みを受付けることがあります。 1. 計算期間終了日の4営業日前から起算して4営業日以内（ただし、計算期間終了日が休業日の場合は、当該計算期間終了日の5営業日前から起算して5営業日以内） 2. ナスダック（米国）またはニューヨーク証券取引所の休業日 3. 前1.および前2.のほか、委託会社が、運用の基本方針に沿った運用に支障を来すおそれのあるやむを得ない事情が生じたものと認めたとき 〈換金申込みの受付けの停止〉 ※次の1.または2.に該当する場合であっても、委託会社の判断により、受益権の換金申込みを受付けることがあります。 1. 計算期間終了日の4営業日前から起算して4営業日以内（ただし、計算期間終了日が休業日の場合は、当該計算期間終了日の5営業日前から起算して5営業日以内） 2. ナスダック（米国）またはニューヨーク証券取引所の休業日 3. 前1.および前2.のほか、委託会社が、運用の基本方針に沿った運用に支障を来すおそれのあるやむを得ない事情が生じたものと認めたとき
	購入の申込期間	2022年1月31日から2023年5月26日まで （終了前に有価証券届出書を提出することにより更新されます。）
	換金制限	信託財産の資金管理を円滑に行なうために大口の換金申込みには制限を設ける場合があります。
	購入・換金申込受付の中止および取消し	金融商品取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止その他やむを得ない事情が発生した場合には、購入、換金の申込みの受付けを中止すること、すでに受付けた購入、換金の申込みを取消すことがあります。また、委託会社が必要と認めるときは、購入の申込みの受付けを中止すること、すでに受付けた購入の申込みを取消すことがあります。

 その他	信託期間	無期限（2022年1月31日当初設定）
	繰上償還	●受益権を上場したすべての金融商品取引所において上場廃止となった場合、対象株価指数が廃止された場合、対象株価指数の計算方法その他の変更等に伴って委託会社または受託会社が必要と認めた当ファンドの信託約款の変更が書面決議により否決された場合は、信託を終了（償還）させます。 ●次のいずれかの場合には、委託会社は、事前に受益者の意向を確認し、受託会社と合意のうえ、信託契約を解約し、繰上償還できます。 ・受益権の口数が2千口未満となった場合 ・信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるとき ・やむを得ない事情が発生したとき
	決算日	毎年3月10日および9月10日 （注）第1計算期間は、2022年9月10日までとします。
	収益分配	年2回、収益分配方針に基づいて収益の分配を行ないます。
	信託金の限度額	3,000億円
	公告	電子公告の方法により行ない、ホームページ [https://www.daiwa-am.co.jp/] に掲載します。
	運用報告書	—
	課税関係	課税上は上場証券投資信託等として取扱われます。配当控除、益金不算入制度の適用はありません。 ※2021年9月末現在のものであり、税法が改正された場合等には変更される場合があります。

◆ 受託会社：三井住友信託銀行

7. その他

くわしくは、「有価証券届出書」をご覧ください。また、「投資信託説明書（交付目論見書）」公表後は当該交付目論見書も併せてご覧ください。